

意見申出書

平成 26 年 12 月 18 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
氏 名 KDDI株式会社
代表取締役社長 田中 孝司

電気通信事業法第 172 条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

項 目	内 容
申出対象の 電気通信事 業者等の氏 名又は名称 及び住所	<p>日本電信電話株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 大手町ファーストスクエア イーストタワー</p> <p>東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号</p> <p>西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号</p> <p>株式会社 NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー</p>

<p>申出の内容</p>	<p>(経緯)</p> <p>本年5月13日、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」と言う。)は、“光コラボレーションモデル”と称し、東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東・西」と言う。)による光アクセスの“サービス卸”の開始を発表し、10月31日、株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」と言う。)は、“サービス卸”を利用した“ドコモ光”を2015年2月から提供開始することを発表しました。</p> <p>このような動きに対し、当社は、以下2点を総務大臣宛て要望書、基本政策委員会における事業者ヒアリング、答申案に対する意見書等で要望してきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東・西は政府出資を受けるNTT 持株の100%子会社であり、そのNTT 東・西が保有する光アクセスはボトルネック設備を含む第一種指定電気通信設備であることから、当該設備を用いて提供される“サービス卸”の利用条件について約款作成・公表義務を課し、十分な透明性を確保すること ・NTT グループの主要会社であるNTTドコモが“サービス卸”を利用して“ドコモ光”を開始するとNTT グループによる囲い込みが進み競争が阻害され、消費者利便を損なうことになるため、NTT グループに対する禁止行為規制等の厳格な運用を行うこと <p>しかしながら、本日情報通信審議会(以下、「審議会」と言う。)で承認された「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申においては、NTT 東・西の“サービス卸”は、「指定電気通信役務」に該当するため「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務が課されていることや、当事者間の合意による相対取引があっても「業務改善命令」と「禁止行為規制の適用対象」があることをもって「一定の適正性・公平性・透明性が確保される」とした上で、総務省に対して「料金その他提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みの導入」や「適切な措置を講ずることを検討する」よう要請する内容にとどまっており、具体的に講ずるべき措置が明確になっていません。</p> <p>仮に今回の答申を受けて、具体的な措置が適切に講じられないまま“サービス卸”や“ドコモ光”が開始されれば、利用事業者にとって“十分な”透明性が確保されなくなります。その結果、これまで培ってきた競争環境は後退し、多様な“バリューパートナー”によるイノベーションも起こらなくなるため、消費者利便を損なうこととなります。したがって、後述の申出を行うものです。</p> <p>なお、既に報道されているように自民党情報通信戦略調査会において、“サービス卸”の料金を開示して透明性を確保すべきとの指摘や議論の結論が出る前に見切り発車することは問題との指摘がなされていることも十分尊重すべきと考えます。</p>
--------------	--

(申出事項)

本申出は、審議会答申が承認され、“サービス卸”提供にあたって講ずるべき措置の検討が総務省に委ねられたことを踏まえ、公正な競争環境と利用者利益を確保するために必要なルールの整備を要請するものです。その際、接続政策委員会等のオープンな場で、関係事業者の意見も踏まえて専門的な見地から検討を行うことを求めます。また、ルールが整備されるまでは、NTT 東・西による“サービス卸”及び、NTT ドコモによる“ドコモ光”の営業活動が開始されないよう NTT 持株、NTT 東・西、NTT ドコモに対して指導することを要請します。

なお、本申出に対する処理の結果については、NTT グループ以外の事業者が“サービス卸”及び“ドコモ光”の営業活動が開始される前に十分な準備期間をもって対応できるよう早期の通知を求めます。

【整備すべきルール】

1. NTT 東・西の“サービス卸”は、ボトルネック設備を含む第一種指定電気通信設備を用いるものであり、その提供条件については十分な透明性・公平性を担保する必要があることから、卸電気通信役務であっても相互接続と同等の約款作成・公表義務を課すこと。

(詳細は後述の「申出の理由」(1)を参照)

<具体的な措置>

- ・ 相対取引禁止、約款作成義務(事前認可もしくは届出)・公表義務に係る法令の整備を行うこと。

2. “サービス卸”を契機に、NTT 東・西と NTT ドコモという禁止行為規制適用事業者同士が密接に連携する事態が現に起きていることから、NTT 東・西及び NTT ドコモそれぞれが特定の事業者を不当に優遇することがないよう、ガイドラインを作成し、法令に違反あるいは潜脱する行為を監視する仕組みを構築すること。

(詳細は後述の「申出の理由」(2) (3)を参照)

<具体的な措置>

- ・ “サービス卸”及びそれを利用したサービスの提供に係る禁止行為事業者の競争阻害行為(禁止行為規制、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」と言う。)、NTT 分離分割の趣旨に反する行為)をガイドラインに明記すること。
- ・ NTT グループ内のあらゆる取引(約款で規定されない販売促進費、業務委受託等)について定期的に報告徴求し、ガイドラインに規定した競争阻害行為が行われていないか監視する仕組みを構築すること。
- ・ 既に NTT ドコモが“ドコモ光”を提供することを発表していることを踏まえ、電気通信事

業法第 166 条に基づき、NTT 東・西が、NTT ドコモを始めとする NTT グループの事業者と事前にサービス卸に関する情報、戦略を共有していないか報告徴求及び、検査を行うこと。

- ・電気通信事業法第 31 条に基づき、NTT ドコモを NTT 東・西の特定関係事業者に指定すること。

3. 利用者に混乱を与えないよう、固定通信サービスの事業者変更を行う際の電話番号の持ち運びの問題を含む事業者間のサービス切り替えに係る運用ルールを定めること。
(詳細は後述の「申出の理由」(4)を参照)

<具体的な措置>

- ・NTT 東・西の“サービス卸”利用事業者、NTT 東・西の“サービス卸”を利用せず、自ら設備投資をして固定通信サービスを提供している事業者、NTT 東・西のダークファイバーを利用して固定通信サービスを提供している事業者を含めた関係事業者の協議の場を開き、固定通信サービスの事業者間変更を行う際の電話番号の問題を含む事業者間のサービス切り替えに関する運用ルールを業界全体として定めることを NTT 東・西に要請すること。

4. 上記 1～3 のルール整備にあたって、必要な行政手続きを確実に実施すること。
(詳細は後述の「申出の理由」(1)～(5)を参照)

<具体的な措置>

- ・接続政策委員会等において、専門的な見地から第一種指定電気通信役務を卸電気通信役務として提供する場合の料金その他の提供条件の在り方について検討を行い、「ガイドライン」を含むルールを作成し、パブリックコメントを実施すること。
- ・NTT 東・西の“サービス卸”は、過去に活用業務として認可された“フレッツ光”の業務内容とは異なり、光アクセスの卸売という新しい形態で提供されることから、新たに活用業務として届出させること。
- ・約款作成、公表義務の法令の整備・施行がなされる前に NTT 東・西が“サービス卸”を開始することを許容するのであれば、指定電気通信役務として保障契約約款の届出をさせた上で、禁止行為規制の厳格運用の観点から保障契約約款以外の条件での取引を行わせないように指導すること。
- ・“サービス卸”の利用や“ドコモ光”との連携について特定の事業者のみが先行することがないように、上記 1～3 のルール整備が完了するタイミングを踏まえ、禁止行為規制や NTT 法の厳格運用（時期の同等性）の観点から、他の事業者が対応するために必要な十分な準備期間を設けて“サービス卸”と“ドコモ光”を開始するよう NTT 東・西と NTT ドコモに指導すること。

	<p>5. 「申出の理由」(6)に記載する各項目①～④について、電気通信事業法、NTT法、累次の公正競争要件に違反、潜脱していないかの判断について、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解を示すこと。 (詳細は後述の「申出の理由」(6)を参照)</p>
--	--

<p>申出の理由</p>	<p>NTT 東・西の“サービス卸”については、ルール整備が不十分なまま提供された場合、以下の理由に述べるとおり、NTT 法により NTT 東・西に課されている電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、NTT 東・西、NTTドコモに課されている累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法により NTT 東・西、NTTドコモに課されている禁止行為規制等の趣旨に反することから、利用者利益を損なうものと考えます。</p> <p>(1) これまで整備されてきたボトルネック設備に対するルールが形骸化すること</p> <p>NTT 東・西の“サービス卸”は、公社時代に国民負担で構築したボトルネック設備を利用しており、既に高いシェアを保有している NTT 東・西の光サービスの卸取引が、相対取引により価格等の条件を実質的に自由に決定できることになると、スケールメリットを持つ NTT 東・西が市場を完全に支配することになり、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれることとなります。現状において NTT 東・西の第一種指定電気通信設備を卸電気通信役務として提供する場合には、提供条件が事業者間で公平であることを事前にチェックするための制度的な担保が存在しておらず、例えば、相対契約により特定の事業者のみが有利な条件で卸を受けられる料金設定になっていないか、あるいは料金以外のサービスの運用に関して、特定の事業者のみを優遇するような契約内容になっていないか、といった点をチェックすることができません。</p> <p>NTT 東・西のボトルネック設備を卸電気通信役務として提供するにあたっては、公正な競争及び利用者利益の保護の観点から、代替的に提供されることが困難な役務として特別な規律が必要です。</p> <p>(2) NTT グループの再統合を招くこと</p> <p>NTT 東・西が“サービス卸”を提供し、NTTドコモがそれを利用して“ドコモ光”を提供することは、NTTドコモを分離し、NTTを再編成してきたこれまでの競争政策の趣旨に反する脱法的な行為であり、本来認めるべきではないと考えます。仮にルール整備が不十分であれば、NTT 東・西の“サービス卸”と NTTドコモの“ドコモ光”を軸とした NTT グループ内の不当な優遇、不透明なグループ連携により、NTT グループの再統合を招くこととなります。その結果、我が国の電気通信市場の公正な競争環境が失われ、市場の健全な発展を通じた利用者利便が阻害されます。</p> <p>特に今回は NTT 東・西の“フレッツ光”からの「転用」という仕組みがあり、グループ内で NTT 東・西の“フレッツ光”から NTTドコモの“ドコモ光”に転用することで、NTT 東・西の顧客基盤をドコモに移管して再統合する懸念があります。NTT 東・西と守秘義務協定を締結していない事業者を含めて情報をオープンにした上で、どのような課題が存在し、どのような競争のルールにすべきかを利用する事業者だけでなく、広く関係する事業者の意見も聞きながら、慎重に議論すべきです。</p>
--------------	---

(3) NTTグループ内における優先的取扱いの懸念があること

固定通信サービスについては、一度契約した利用者が事業者を変更する際のスイッチングコストが高いため、“サービス卸”については事業者が利用を開始できる時期が非常に重要になります。NTTは、これまでに“サービス卸”の利用を検討している100社以上の事業者と協議をしていると主張していますが、NTTドコモは、他社に先駆けて“サービス卸”を利用した“ドコモ光”を2月に提供開始すると発表するなど、事前にサービス仕様を共有し、システム開発等を予め準備していた恐れがあります。

したがって、NTTグループ以外の多くの他の事業者が同時期に提供開始できる適切で、合理的な期間が設けられていたのか、事前にグループ内のみに対して情報の共有や開示がなかったのか等、禁止行為規制の不当な優遇、差別にあたる行為がなされていないかを検査すべきです。すべての事業者が公平な利用環境において提供の準備を行い、サービスを開始できるようルールを整備する必要があると考えます。

また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者であるNTTドコモが、固定通信市場における禁止行為規制の適用事業者であるNTT東・西のサービスのみを組み合わせたセットサービス提供を開始することは公正競争上、不当な優遇、差別なく開始されるのかについても大きな懸念があります。NTT東・西以外の固定通信事業者がNTTドコモのモバイルサービスと連携することを検討するために必要な合理的な準備期間を設けた上で“ドコモ光”を開始すべきと考えます。

(4) 運用ルールが不明瞭なまま開始されれば消費者に混乱を与えること

NTT東・西の“サービス卸”は、これまでNTT東・西が提供している“フレッツ光”を、解約手数料や工事費等を利用者に請求することなく“サービス卸”を利用する様々な事業者の光サービスに転用し、利用事業者が自らのブランド名で提供できるものです。“サービス卸”が開始されると、様々な利用事業者が“フレッツ光”ユーザーを含む多くの消費者に対して営業活動を行うことが想定されますが、その際、消費者に混乱をもたらすような無秩序な営業活動が行われる懸念があります。さらに、事業者の変更に伴って、これまで利用できていた機能(電話番号等)が利用できなくなることや、無料で提供されていた機能が有料になること等、その利用環境が大きく変化するおそれがあります。

したがって、消費者への混乱を与えないよう、固定通信サービスの事業者変更を行う際の電話番号の問題を含む事業者間のサービス切り替えに係る運用ルールを定めることが必要です。

(5) 活用業務における電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあること

NTT 東・西の“サービス卸”は、過去に活用業務として認可された“フレッツ光”の業務内容とは異なり、光アクセスの卸売という新しい形態で提供されることから、新たに活用業務として届出させる必要があります。

仮に NTT 東・西が料金その他の提供条件等について約款化せずに非公表のまま活用業務として届出た場合、活用業務ガイドラインに示されている公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置としての要件を満たしていません。そのため、NTT 法第 16 条の規定に基づいて、活用業務の再届出を行うよう命令を出すべきです。

(6) “サービス卸”が現行法令等の違反・潜脱行為に該当すること

「申出の内容」5.において、NTT 東・西の“サービス卸”の実施が法令等に違反、潜脱しているのではないか確認を求めた事項については、その理由を以下①～④に記載します。

① 電気通信事業法第二十条第三項第一号、第二十九条第一項第四号

“サービス卸”に係る料金について、NTT グループの事業者のみに適用される割引や実質的に NTT グループの事業者のみに適用されるバルクレートを設定するなど、“サービス卸”を利用する他の事業者と比して実質的に低い料金で提供する場合、本条文の「料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でない」に該当するものと考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

② 電気通信事業法第二十条第三項第四号、第二十九条第一項第二号

“サービス卸”に係る料金その他の提供条件について、NTT 東・西は「卸サービスの料金・工事費・手続費については、すべてのサービス提供プレーヤー様に対して同一とし、公平性を確保していく」との考え方を示していますが、実際に全ての事業者に対して同じ条件で提供されるかは不透明です。相対取引で提供条件が非公表だった場合、当初はすべて事業者に対して同じ条件で提供していたとしても、後で NTT グループの事業者に対してのみ有利な条件を適用することが想定されます。そのような行為は、本条文の「不当な差別的取扱い」に該当するおそれがあると考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

③ 電気通信事業法第二十条第三項第六号、第二十九条第一項第五号

NTT 東・西の“サービス卸”を利用した NTT ドコモによる“ドコモ光”の提供は、移動通信市場において支配的であり、NTT グループの主要な事業者である NTT ドコモが固定通信市場における市場支配的な事業者である NTT 東・西の“フレッツ光”を実質的に販売することに他ならず、NTT 東・西の営業活動が NTT ドコモに集約されることとなります。さらに、NTT 東・西の県域等子会社が NTT ドコモの代理店として NTT ドコモの携帯電話の営業活動をしていることを踏まえると、NTT 東・西の県域等子会社の従業員が“ドコモ光”を販売することも想定されます。これらの行為は、本条文の「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当する恐れがあると考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

④ 電気通信事業法第二十九条第一項第四号

NTT ドコモが“ドコモ光”を提供し、自社携帯電話とセット割引を設定する場合において、固定通信事業者による卸電気通信役務の提供料金を上回る割引額を“ドコモ光”に係る割引として設定する場合には、本条文の「料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でない」に該当するものと考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

⑤ 電気通信事業法第二十九条第一項第十二号

①②③と同様の理由により、NTT 東・西の“サービス卸”と NTT ドコモの“ドコモ光”は、本条文の「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的」でなく、「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれ」に該当すると考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

⑥ 電気通信事業法第三十条第三項第一号

“サービス卸”を実施するにあたって NTT 東・西が取得した卸先の顧客情報は、「接続の業務に関して知り得た」情報と同義であり、当該情報が目的外利用された場合、本条文に該当するものと考えます。また、NTT ドコモが“ドコモ光”を実施するにあたって取得した ISP 等の事業者の顧客情報を目的外利用した場合も本条文に該当すると考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

⑦ 電気通信事業法第三十条第三項第二号

〈NTT 東・西において禁止すべき優先的取扱い等の事例〉

“サービス卸”の実施に伴い、NTT 東・西により以下(ア)～(ス)のような行為がなされた場合、本条文の「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当するものと考えます。

総務省においては、(ア)～(ス)について弊社の考え方と同様であるか異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

(ア)当初は全ての利用事業者に対して同じ料金で提供を始めるが、後でNTTグループの事業者のみに適用される割引を行い、その他の利用事業者には知らせないことや、実質的にNTTグループの事業者のみに適用されるバルクレートを設定すること。

(イ)利用事業者に対して、事実上 NTT ドコモなど特定の事業者にしかな適用されないボリュームに応じた高額な販売促進費を設定すること。

(ウ)利用事業者に対して、“サービス卸”を利用していない他の事業者の固定通信サービスから移行した場合にのみ高額な販売促進費を設定すること。

(エ)一旦、NTT グループの事業者や NTT グループの事業者が実質的に支配している禁止行為規制が適用されない会社に他の事業者と同じ料金で卸し、当該事業者が別のNTTグループの事業者のみに低い料金で再卸を提供したり、販売促進費に差をつけること。

(オ)申込受付・開通等の業務委託費に実質的に NTT グループの事業者のみに適用されるボリュームディスカウントを設定すること。

(カ)申込受付や開通業務の受託について、NTT グループの事業者を優先すること。

(キ)NTT 東・西の申込受付・開通等の要員を NTT グループの事業者に移管して、当該事業者と一体となった排他的な業務を行うこと。

(ク)受付や開通業務の受託について、利用申し込み日から利用開始日までの期間を一律に設定しながら、NTT グループの事業者に対しては優先的に利用を開始させるなど、他の事業者と比べて有利な取扱いを行うこと。

(ケ)“サービス卸”に係る各種システム(受付・開通等)の仕様を NTT グループの事業者のみに先行して開示し、当初から NTT グループの事業者の顧客管理システムに合わせて設計、開発すること。また、その改修費について、利用事業者に対して一律に負担を求めること。

(コ)NTT グループの事業者の販売計画を基に設備設置計画を立てて当該事業者に対して提供する設備リソースのみを優先的に確保し、他の事業者に対して提供を遅らせること。

(サ)新しい技術を取り入れた機能を開発した際、NTT グループの事業者のみに事前

	<p>に情報提供をし、他の事業者等に対して情報の提供を遅らせること。</p> <p>(シ) NTT 東・西及び県域等子会社が、“フレッツ光”の顧客情報を NTT グループの事業者に対してのみ提供すること。また、NTT 東・西の県域等子会社の代理店を通じて、潜脱的にこれを行うこと。</p> <p>(ス) NTT 東・西の県域子会社が NTT ドコモの携帯電話や“ドコモ光”を販売すること。</p> <p>〈NTT ドコモにおいて禁止すべき優先的取扱い等の事例〉</p> <p>NTT ドコモによる“ドコモ光”提供にあたって、NTT ドコモより以下(セ)～(ナ)のような行為がなされた場合についても、本条文の「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当するものと考えます。</p> <p>総務省においては、(セ)～(ナ)について弊社の考え方と同様であるか異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。</p> <p>(セ) “ドコモ光”の提供にあたって、他の事業者が提供する卸電気通信役務の利用を拒否し、NTT 東・西の“サービス卸”のみを利用すること。</p> <p>(ソ) NTT 東・西の“サービス卸”を利用した“ドコモ光”を、他の事業者が提供する卸電気通信役務を利用した“ドコモ光”と比して優先的に販売したり、低い料金で販売したり、販売代理店(量販店、ドコモショップ等)に対して高額な販売促進費を設定すること。</p> <p>(タ) 自社携帯電話と“ドコモ光”のセット販売時に、他の事業者が提供する固定通信サービスとのセット販売を拒否し、自社サービスのセット販売のみを行うこと。</p> <p>(チ) “ドコモ光”を、他の事業者が提供する固定通信サービスと比して優先的に販売したり、低い料金で販売したり、販売代理店(量販店、ドコモショップ等)に対して高額な販売促進費を設定すること。</p> <p>(ツ) 販売代理店(量販店、ドコモショップ等)に対し、他の事業者が提供する固定通信サービスから“ドコモ光”に利用者が移行した場合にのみ高額な販売促進費を設定すること。</p> <p>(テ) 自社携帯電話と“ドコモ光”を提供するにあたり、自社 ISP(mopera)や自社コンテンツ(映像サービス等)を利用した場合のみに追加的な割引等を行うこと。</p> <p>(ト) 自社携帯電話と“ドコモ光”を提供するにあたり、NTT グループの事業者が運営する ISP(OCN、ぷらら等)やコンテンツ(ひかり TV 等)を利用した場合にのみ追加的な割引等を行うこと。また、禁止行為規制が適用されない NTT グループの事業者が“ドコモ光”を利用している場合にのみ自社サービスの割引を設定するなどして、潜脱的にグループ内の事業者を優遇すること。</p> <p>(ナ) 一旦、NTT グループの事業者会社や NTT グループの事業者が実質的に支配している禁止行為規制が適用されない事業者に他の利用事業者と同じ料金で</p>
--	--

	<p>“ドコモ光”を卸し、当該事業者が別の NTT グループの事業者にのみ低い料金で再々卸を提供したり、販売促進費に差をつけること。</p> <p>⑧ 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (2)取引条件等</p> <p>“サービス卸”を利用した NTT ドコモによる“ドコモ光”の提供は、移動通信事業を営む NTT グループの主要な事業者である NTT ドコモが固定通信サービスである NTT 東・西の“フレッツ光”を販売することに他ならず、NTT 東・西の営業活動が NTT ドコモに集約されることとなります。これは、NTT 東・西の“フレッツ光”の販売に係るコストをNTTドコモに移管しグループ内で実質的な補助を行うものです。したがって、本公正有効競争条件を著しく逸脱するものと考えます。</p> <p>総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。</p> <p>⑨ 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (3)NTT との人的関係</p> <p>本条件は、当時の NTT と当時の移動体会社との間において一体的な経営が行われることのないよう設けられた条件であり、その趣旨に鑑みると、NTT ドコモによる“ドコモ光”の提供にあたって、NTT 東・西の要員をNTTドコモに移管することは、仮に転籍によるものだとしても本要件を満たしていないと考えます。</p> <p>総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。</p> <p>⑩ 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件 (5)資材調達</p> <p>“サービス卸”提供にあたって、NTT ドコモの販売計画を基に NTT 東・西の電気通信設備を調達、設置することは、NTT 東・西とNTTドコモが共同で資材調達することと同義であり、本条件を満たしていないと考えます。</p> <p>総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。</p> <p>⑪ 「NTT 東・西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」における NTT 東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置(4)営業面でのファイアーウォール</p> <p>加入電話や INS64 といった独占的業務において獲得した NTT 東・西の顧客情報について、仮に NTT 東・西又は NTT 東・西子会社が “サービス卸”を利用する NTT グ</p>
--	---

ループの事業者のみに提供した場合には、本要件を満たさないものと考えます。

また、NTT 東・西の県域等子会社が NTT ドコモの代理店として NTT ドコモの携帯電話の営業活動をしていることを踏まえると、県域等子会社の従業員が、独占的業務において獲得した NTT 東・西の顧客基盤を用いて NTT ドコモの携帯電話と“ドコモ光”を組み合わせて販売することが想定されます。その場合においても、本要件を満たさないものと考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

- ⑫ 「NTT 東・西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」における NTT 東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置(5) 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)

“サービス卸”に係る提供料金が非公表で提供される場合には、「競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること」を満たさないものと考えます。

また、NTT 東・西が“サービス卸”に係る受付業務や開通業務等を NTT 東・西の県域等子会社に委託する場合、当該業務に係る費用の配賦の考え方が明らかにされていないとすれば、当該項目に反していると考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

- ⑬ 「NTT 東・西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」における NTT 東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置(6) 関連事業者の公平な取扱い

①②と同様の理由により、NTT 東・西の“サービス卸”は、本要件を満たしておらず、「関連事業者の公平な取扱い」に反するものと考えます。

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

- ⑭ 郵政省電気通信審議会「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について～IT 時代の競争促進プログラム～」第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日) 2 競争政策の基本的枠組み (2)IT インフラ整備に向けた新たな競争促進方策 イ 卸電気通信役務(キャリアズ・キャリア役務)の制度化

卸電気通信役務制度の導入の趣旨は、「自治体、公益事業者等の保有する光ファイバ等の自営電気通信設備の有効かつ公平な利用の促進を図る」ことであり、NTT

	<p>東・西の光ファイバについては「支配的事業者による地位の優位性を背景とした不当な取引等を防止する観点から、異なる扱いをすることが必要」とされています。NTT 東・西のボトルネック設備を卸電気通信役務として提供するにあたっては、約款化、公表義務を課す必要があり、ルールの整備を行わないまま、NTT 東・西による“サービス卸”の提供開始を認めることは、本答申の考え方に反すると考えます。</p>
--	---

総務省においては、弊社の考え方と同様であるか、異なる場合は具体的な理由とともに見解の提示を求めます。

<p>その他参考 となるべき事 項</p>	<p>【関連法規等】</p> <p>電気通信事業法</p> <p>第二十条</p> <p>3 総務大臣は、第一項(次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た契約約款(以下「保障契約約款」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定電気通信役務を提供する当該電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該保障契約約款を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>一 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき。</p> <p>四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。</p> <p>六 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。</p> <p>5 指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、保障契約約款に定める料金その他の提供条件によらなければ当該指定電気通信役務を提供してはならない。ただし、次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合は、この限りでない。</p> <p>第二十九条</p> <p>総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。</p> <p>四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。</p> <p>五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>第三十条</p> <p>3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のため</p>
-------------------------------	--

に利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件

(2) 取引条件等

NTT と新会社との間において行われる取引については、取引を通じた NTT から新会社への補助が行われないようにする。また、NTT と新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びに NTT との間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTT との人的関係

NTT から新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

(5) 資材調達

新会社が NTT の購買力を使用することのないよう、NTT と新会社は共同資材調達を行わないものとする。

「NTT 東・西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方」における NTT 東・西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置

4 営業面でのファイアーウォール

NTT 東・西は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者が NTT 東・西の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報を NTT 東・西と同等の条件で利用できないこと又は NTT 東・西が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、加入電話や INS64 といった独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、NTT 東・西が活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)

NTT 東・西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則(昭和 60 年郵政省令第 26 号)に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費(顧客獲得に要する費用を除く。)の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT 東・西が活用業務に係る営業活動等を子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、NTT 東・西が資本関係や自己のサービスの利用の有無等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、NTT 東・西において、コンテンツ提供事業者や ISP 事業者その他の電気通信事業者等との提携条件等を公表する等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、NTT 東・西が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築すること、排他的な共同営業を行わないこと、当該連携に係る技術的条件に関する取決めが競争事業者との相互接続に支障を及ぼすものとはならないことを確保すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

さらに、競争事業者が NTT 東・西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT 東・西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT 東・西は、事前の情報開示等により活用業務を開始する時点までに競争事業者が NTT 東・西と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること、番号ポータビリティについて競争事業者と同等の仕組みを活用すること、NTT 東・西の局舎内におけるコロケーションについて第一種指定電気通信設備に指定されていない設備の設置に際し競争事業者と同等の手続を経ること等、競争事業者との間における同等性を確保するための措置を講ずること。

郵政省電気通信審議会「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について～IT 時代の競争促進プログラム～」第一次答申(平成 12 年 12 月 21 日)

2 競争政策の基本的枠組み

(2) IT インフラ整備に向けた新たな競争促進方策

イ 卸電気通信役務(キャリアズ・キャリア役務)の制度化

① 自治体、公益事業者等の保有する光ファイバ等の自営電気通信設備の

有効かつ公平な利用の促進を図るとともに、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性を高めるため、卸電気通信役務制度を新たに導入する必要がある。

② 現在、自治体、公益事業者等は、第一種電気通信事業者に対し、IRU(破棄し得ない使用权)契約ベースで自営の光ファイバの芯線貸しを行っているが、これは、電気通信設備の設置権が借り手の一種事業者に移るため、電気通信事業法の枠外の形態であると解釈・運用されており、新たな卸電気通信役務制度の下でも、従来の IRU という提供形態の取扱いには何ら変更は生じない。

③ 他方、卸電気通信役務の制度化により、公益事業者等は、この制度を活用することにより、他の電気通信事業者に対し、現行制度下では不可能であった短期の芯線貸しや帯域貸し等、多様な形態による設備の提供が個別の契約ベースで可能となり、電気通信事業におけるネットワーク選択の幅が広がることが期待される。

④ 卸電気通信役務は、専ら電気通信事業者向けの役務であることから、従来の一般利用者保護を目的とした規制(契約約款の認可)とは異なる緩やかな規律(例えば、卸電気通信役務の提供に関する契約の届出など)を適用することが適当である。

⑤ また、卸電気通信役務の提供に関し、事業者間でトラブルが生じた際の事後的な措置として、協議開始命令、裁定制度や業務改善命令制度等を整備するとともに、自治体等が競争市場においてコストを著しく下回る価格で役務提供を行った場合に適切に対処する必要がある。

⑥ なお、卸電気通信役務についても、前述の支配的事業者による地位の優越性を背景とした不当な取引等を防止する観点から、異なる扱いを行うことが必要である。

以上